

第 8 期
定時株主総会
招集ご通知

Atlas Technologies

■ 開催日時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

■ 開催場所

東京都千代田区平河町二丁目7番4号
砂防会館 別館B 3階 穂高
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

■ 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件

■ 目次

第8期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	25
計算書類	34
監査報告	42
株主総会参考書類	50

株主総会ご出席株主様へのお土産はお配りしておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

Atlas Technologies株式会社

証券コード：9563

証券コード 9563

2026年3月5日

(電子提供措置の開始日 2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

Atlas Technologies株式会社

代表取締役社長 山本 浩司

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト <https://atlstech.com/meeting> に電子提供措置事項を掲載しております。

なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内にしたがって、2026年3月25日（水曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2026年3月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時00分） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区平河町二丁目7番4号 砂防会館 別館B 3階 穂高 |
| 3. 目的事項
報告事項 | <ol style="list-style-type: none">第8期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件第8期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているウェブサイトにてその旨、修正前の内容および修正後の内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

議決権行使期限

2026年3月25日（水曜日）
午後6時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください ▶

議決権行使期限

2026年3月25日（水曜日）
午後6時30分入力完了分まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時00分）

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。

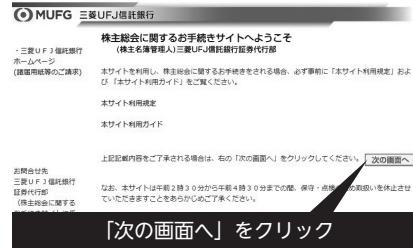
① ご注意

- ・毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手持の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加を背景に、内需を中心として緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、エネルギー・原材料価格の高止まりや円安に伴うコスト上昇、消費者の節約志向は継続しております。加えて、米国の通商・金利政策の不透明感や欧州・中東情勢の緊迫化といった海外リスクも重なり、先行きについては依然として不透明な状況が続きました。金融資本市場の変動幅拡大も相まって、引き続き慎重な見極めが求められる局面となっております。

国内DXコンサルティングサービスを取り巻く環境においては、国内コンサルティング市場規模が2025年には1兆2,551億円（出典：IDC「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2021年から2025年（2021年）」）、国内DX市場規模も2030年には9兆2,666億円（出典：富士キメラ総研「2025デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」）にまで拡大し、今後も中期的に右肩上がり成長が続くものと予想されております。また、海外においても同様に経営戦略及びIT関連のコンサルティング需要が中期的に高まっていくことが見込まれます。

当社グループがコンサルティングサービスを展開する金融業界及びFintech関連業界の多くの企業においては、日々変化する事業環境での生き残りを図るため、新たな価値の創出を模索している状況と推察されます。経営戦略やIT戦略の企画検討及び推進に際しては、イノベーションを実現するIT技術の活用と事業活動上の遵守項目への対応などを両輪かつ効率的に追求するよう迫られており、それらに対するコンサルティング需要は底堅く続くものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループの事業としては、特にFintech関連事業における顧客のニーズを的確に捉え、既存顧客の深耕及び新規顧客獲得により受注は底堅く推移しております。また、前連結会計年度より立ち上げが本格化した銀行・保険・証券・PMO・ITリスク・セキュリティといった新規サービス分野につきましても、提供体制の整備が進んだことで新規受注が拡大し、着実に収益貢献を果たしております。なお、これ

らのサービス提供の要となる、高い専門性を持ったコンサルタントの採用につきましても、引き続き積極的に行っております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は2,280,860千円（前期比7.5%増）、営業利益は9,169千円（前期は営業損失382,641千円）、経常利益は21,819千円（前期は経常損失373,534千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は22,550千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失852,052千円）となりました。

なお、当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。
- ③ 資金調達の状況
当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と借入極度額1,000,000千円の当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越に係る借入実行残高はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第5期 (2022年12月期)	第6期 (2023年12月期)	第7期 (2024年12月期)	第8期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高	— 千円	2,589,774 千円	2,120,772 千円	2,280,860 千円
営 業 利 益 又は 営 業 損 失 (△)	— 千円	129,843 千円	△382,641 千円	9,169 千円
経 常 利 益 又は 経 常 損 失 (△)	— 千円	128,535 千円	△373,534 千円	21,819 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	— 千円	75,672 千円	△852,052 千円	22,550 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	— 円	10.59 円	△115.61 円	3.05 円
総 資 産	— 千円	2,756,688 千円	1,937,399 千円	1,944,137 千円
純 資 産	— 千円	2,495,379 千円	1,654,110 千円	1,677,906 千円
1 株 当 たり 純 資 産	— 円	338.58 円	224.44 円	225.83 円

(注) 第6期より連結計算書類を作成しているため、第5期の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第5期 (2022年12月期)	第6期 (2023年12月期)	第7期 (2024年12月期)	第8期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高	2,806,295 千円	2,589,774 千円	2,029,336 千円	2,226,440 千円
営 業 利 益 又は営業損失 (△)	627,924 千円	152,837 千円	△238,695 千円	5,235 千円
経 常 利 益 又は経常損失 (△)	614,920 千円	151,528 千円	△228,281 千円	11,115 千円
当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△)	405,556 千円	98,665 千円	△860,102 千円	17,239 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	64.51 円	13.81 円	△116.70 円	2.33 円
総 資 産	2,853,949 千円	2,741,526 千円	1,891,261 千円	1,937,983 千円
純 資 産	2,399,893 千円	2,512,459 千円	1,652,325 千円	1,672,264 千円
1株当たり純資産	338.01 円	340.90 円	224.19 円	225.07 円

(注) 2022年2月16日開催の当社取締役会の決議に基づき、2022年4月1日付で普通株式1株につき、10株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第5期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Kapronasia Singapore Pte. Ltd.	50,000SGD	100%	コンサルティング事業
KAPRONASIA LIMITED	1,282USD	100%	コンサルティング事業

- (注) 1. 子会社を通じての間接保有分を含めた出資比率となります。
2. KAPRONASIA LIMITEDは、Kapronasia Singapore Pte. Ltd.の完全子会社で当社の孫会社となります。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と考えております。

- ① 優秀なコンサルタントの確保と人的資本の価値最大化
当社グループは、持続的な企業規模の拡大を図る上で、優秀なコンサルタントの確保を最優先かつ継続的な課題として認識しております。高度化する顧客の課題解決ニーズに的確に応えるためには、コンサルティング業界やFintech業界に精通した専門性の高い人材が不可欠であり、こうしたプロフェッショナル人材の積極的な獲得を推進しております。具体的には、従来の人材紹介を通じた採用に加え、社員によるリファラル採用の活性化や、ウェブメディア等を活用した自社のカルチャーや事業情報の発信を通じて、採用ブランディングを強化してまいります。これにより、当社の魅力を潜在的な候補者層へ直接訴求し、ミスマッチを極小化した母集団形成を実現するとともに、能動的な人材確保へとつなげてまいります。

また、当社グループのビジョンやミッションを深く理解し、スピード感を持って事業を牽引できる次世代の人材を育成するため、多様なバックグラウンドを持つ社員間のノウハウ共有を促進し、育成プログラムを拡充させることで、高い提案力と課題解決力を備えたコンサルタントが育つ環境づくりを推進してまいります。あわせて、コンサルタントがより働きやすく自己成長を実感できる環境を、人事制度・組織風土の両面から整備することで、人材の定着を図り、中長期的な人的資本の価値最大化に努めてまいります。

- ② 取引先及び取引額の拡大
当社グループのデジタルソリューション事業は、大手通信キャリアを中心とした顧客からの収益が多くを占めております。業界におけるリーディングカンパニーとの先進的

なプロジェクト経験によって得られたFintech事業特有のノウハウ・ナレッジを最大限に活用し、主力の決済分野における新規顧客の開拓と既存顧客の深耕を並行して推進してまいります。あわせて、新たに立ち上げた銀行・保険・証券・PMO・ITリスク・セキュリティ分野の各専門コンサルティング体制の確立により、顧客ポートフォリオの拡充及び取引額の拡大を推進してまいります。

③ コンサルティングサービスの高付加価値化と支援実績の拡大

当社グループは、プロジェクト経験やグローバルな最先端動向の調査等を通じて蓄積した知見を、独自のナレッジやアセットとして昇華させ、コンサルティングサービスの高付加価値化を強力に推進してまいります。高い専門性と再現性のあるノウハウを武器に、顧客の事業課題をより深く、広範に解決する支援体制を構築することで、顧客に対する提供価値を最大化し、収益体質を強化してまいります。

また、前連結会計年度より立ち上げた新規サービス分野において、課題解決力の裏付けを確たるものとするべく、さらなる支援実績の積み上げに注力いたします。これにより、既存顧客からのさらなる信頼獲得と新規顧客層へのアプローチを加速し、収益拡大につなげてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループが持続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、内部管理体制のさらなる強化が必要であると認識しております。ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保し、持続的かつ健全な成長を図るため、引き続きコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化に取り組み、グループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備してまいります。

⑤ 事業拡大を支える財務基盤の構築

当社はこれまで金融機関からの借入を行ったことがなく、資金需要は自己資金により賄い、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉に手元流動性を確保してまいりましたが、今後の事業拡大及び事業上の課題への対処により、さらなる資金需要が生じると考えております。そのため、資金調達方法の多様化と柔軟な流動性確保を図るため、金融機関との良好な関係を維持構築し、資金調達が必要な場合には適時適切に対応することを検討いたします。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業	主要製品
デジタルソリューション事業	Fintech関連のコンサルティングサービス

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

名称	営業所	所在地
当社	本社	東京都千代田区
当社	支店	シンガポール
Kapronasia Singapore Pte. Ltd.	本社	シンガポール
KAPRONASIA LIMITED	本社	香港

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
68名	2名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68名	7名増	43.3歳	2.0年

(8) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 24,400,000株
(2) 発行済株式の総数 7,430,000株
(3) 当事業年度末の株主数 1,939名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
山本 浩司	4,958,200 株	66.73 %
小椋 祐治	320,000	4.30
吉川 直樹	177,000	2.38
株式会社 S B I 証券	164,926	2.21
楽天証券株式会社	92,000	1.23
村山 詠一	42,000	0.56
西村 智明	40,400	0.54
蔵本 公晴	30,100	0.40
J. P. Morgan Securities plc	25,072	0.33
トランズインターナショナル株式会社	23,700	0.31

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第2回新株予約権

決議年月日	2021年4月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220 (注)
新株予約権の行使期間	2023年5月1日～2031年4月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110 (注)
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、諸般の事情を考慮のうえ、当社が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、死亡後10ヶ月以内に相続人が確定したとき、当社が諸般の事情を考慮のうえ、当該権利者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合には、当該権利者の相続人は、当該権利者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を本要項に従って行使することができるものとする。</p> <p>③その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 2022年2月16日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本浩司	—
取締役	石川豊明	—
取締役	松尾茂	株式会社ヤマノホールディングス 社外取締役
監査役	坂爪紀之	SAKAZUME CONSULTING PTE. LTD. Managing Director 坂爪公認会計士事務所 所長
監査役	中山茂	株式会社CS-C 取締役 (監査等委員)
監査役	吉田昌弘	株式会社tecture 監査役

- (注) 1. 取締役松尾茂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役坂爪紀之氏、中山茂氏及び吉田昌弘氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役松尾茂氏、監査役坂爪紀之氏、中山茂氏及び吉田昌弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役坂爪紀之氏及び監査役吉田昌弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岡崎将真氏は、2025年3月26日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役、執行役員。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を保証するものではありますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としております。また、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。なお、監査役の個人別の報酬額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

a. 基本方針

各取締役の報酬等の内容の決定については、当社のガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的とし、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に適切な報酬水準を設定し、経営戦略と連動した持続的な成長を後押しする報酬制度を実現するものとします。

具体的には、当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考にするとともに、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう当社の業績と連動した報酬体系とし、各取締役の役位、職責及び業績等を踏まえた固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）及びストックオプション（新株予約権）による非金銭報酬から構成するものとします。

なお、社外取締役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとします。

- b. 基本報酬の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針
当社の取締役（社外取締役を除く）の基本報酬については、各取締役の役位、職責及び業績等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとします。
社外取締役の基本報酬については、その果たす役割や世間水準等を総合的に勘案して決定するものとします。
- c. 業績連動報酬に係る業績連動指標等の内容及び額または数の算定方法の決定方針
取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬（賞与）の総額は、株主総会決議において承認された取締役の報酬限度額から、支給済の基本報酬を差し引いた金額の範囲内において、売上高、営業利益などの業績指標の目標達成度に応じて決定するものとします。
- d. 非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定方針
中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対して、株主総会決議において基本報酬及び業績連動報酬とは別枠で承認を得た報酬限度額の範囲内において、ストックオプションを付与いたします。各取締役の新株予約権の内容、個数及び付与する時期等については、当該取締役の職責、在任年数、業績等を総合考慮して決定いたします。
- e. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針
基本報酬と業績連動報酬の割合は、各々の報酬の性格並びに事業環境等を勘案しながら職責に準じて決定するものとし、そのおおよその目安は、9：1（業績指標の目標達成度が100%以上の場合）とします。なお、非金銭報酬については、当社の業績等を勘案し、上記の各報酬とは別枠で、適切な割合において支給することとします。
- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の第三者への委任に関する事項
各取締役の個人別の基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額については、株主総会決議において承認された報酬限度額の範囲で、取締役会にて決定します。取締役会決議にあたっては、透明性及び客観性を高めるため、独立社外役員が委員の過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会の意見及び助言を踏まえるものとします。

g. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬については、年額を12等分し、毎月支払うものとします。

業績連動報酬（賞与）については、毎年の定時株主総会終了後、すみやかに支払うものとします。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2022年3月29日開催の第4期定時株主総会において年額150百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内と決議しており、当該株主総会の終結時点での取締役及び監査役の員数は、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、独立社外役員が委員の過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会において原案を審議したうえで、取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針を決議しています。

取締役会は当事業年度についての取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に基づき、指名・報酬諮問委員会の意見及び助言を踏まえたうえで決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	57,953 (7,200)	57,953 (7,200)	—	—	3 (1)
監査役 (うち社外監査役)	16,200 (16,200)	16,200 (16,200)	—	—	4 (4)
合計 (うち社外役員)	74,153 (23,400)	74,153 (23,400)	—	—	7 (5)

(5) 社外役員に関する事項

区分	氏 名	主な活動状況
取締役	松 尾 茂	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、上場企業において経理・財務部門の要職を歴任した豊富な財務知識と企業経営経験に基づいて、投資家の視点・投資家との対話を意識した意見及び提言を積極的に行っております。
監査役	坂 爪 紀 之	2025年3月26日に監査役就任後（第7期定時株主総会において選任）、当事業年度に開催された取締役会10回および監査役会10回のすべてに出席し、公認会計士としての会計に関する実務経験、専門知識に基づき、独立した立場から、積極的に意見及び助言並びに質問等を行っております。さらに、会計監査人・内部監査部門との連携にも積極的に取り組んでおります。
監査役	中 山 茂	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、これまでに法曹として培った高度な専門知識と企業法務に関する豊富な実務経験に基づき、独立した立場から、積極的に意見及び助言並びに質問等を行っております。さらに、会計監査人・内部監査部門との連携にも積極的に取り組んでおります。
監査役	吉 田 昌 弘	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、公認会計士、税理士としての会計税務に関する経験、専門知識に基づき、独立した立場から、積極的に意見及び助言並びに質問等を行っております。さらに、会計監査人・内部監査部門との連携にも積極的に取り組んでおります。

(注) 取締役松尾茂氏の兼職先である株式会社ヤマノホールディングス、監査役坂爪紀之氏の兼職先である SAKAZUME CONSULTING PTE. LTD.及び坂爪公認会計士事務所、監査役中山茂氏の兼職先である株式会社CS-C、監査役吉田昌弘氏の兼職先である株式会社ectureと当社の間には、特別な関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するために必要な体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制として、2021年8月18日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、また、Kapronasia Singapore Pte.Ltd. の子会社化に伴って、2023年8月14日開催の取締役会において当該方針の一部変更を行い、当社グループとしての内部統制システムの運用を行っております。この基本方針の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の業務執行が法令や定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、取締役会規程に則って適切な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに、当社グループの取締役等の業務執行を監督し、法令や定款に違反する行為を未然に防止する。
- b. 取締役は、コンプライアンス規程に則って、当社グループのコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- c. 取締役は、当社グループに関し重大な法令・定款違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合は、コンプライアンス規程に則って取締役会（当社子会社にあつては当社の所管部署）に報告し、外部専門家と協力しながらその是正を図る。
- d. 当社は、当社子会社を含む適切なコーポレート・ガバナンス体制を確立するため、社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役は、社外の客観的な視点を踏まえた大局的な判断を行う。
- e. 当社取締役は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、それらの有効性について適切に評価・報告を行う。
- f. 当社監査役は、当社グループの取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報セキュリティ管理規程に則って情報セキュリティ体制を整備し、電磁的記録・電子署名等への対応を図るとともに、取締役会議事録・経営会議議事録・稟議等は、文書管理規程に則って保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. リスク管理規程を定め、代表取締役社長を統括責任者として当社子会社を含めた総合的な危機管理体制を構築・整備し、その推進を図る。当社子会社にあつては、当該当社子会社の代表者をリスク管理責任者とし、当該子会社のリスク管理責任者は、リスク管理統括責任者に適時に報告し、必要に応じてその指示を受けるものとする。
 - b. 各組織及び当社子会社において、内在するリスク要因を認識し、それぞれのリスク程度に応じた対策を講じることにより、リスクの回避や低減措置を図る。
 - c. 当社子会社を含めた経営に影響を及ぼす重要なリスクについては経営会議等でリスクを協議し、決定された対応方針に基づいて、主管部署が関連部署または当社子会社の関連部署と協同して必要な対策を実施する。
 - d. 緊急性を要する災害、事故、企業不祥事等のリスクについては、リスク管理規程に基づいて、人命を尊重し、地域社会への配慮と貢献、企業価値毀損の抑制を主眼とする危機管理を推進する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社または当社子会社のいずれにおいても、各社で定める職務分掌規程及び職務権限規程（当社子会社が定めるこれに準ずるものを含む。）において明確化された職務分掌及び権限に基づく高度な分業体制によって、業務を推進する。
 - b. 当社にあつては、当社の職務の執行（当社子会社に関するものであつて当社グループの経営に重大な影響を及ぼすものを含む。）に関する重要事項については、定期的開催される経営会議において共有及び議論を行い、その議論の内容を踏まえ、取締役会において意思決定する。また、当社子会社にあつては、当社経営企画ユニットとの事前協議内容を踏まえ、取締役会において意思決定する。
 - c. 当社または当社子会社の取締役会（当社子会社における同様の組織を含む。）の決議事項、経営会議の審議事項は、執行役員、ディレクター等の執行に関する組織機構を通じてすみやかに各部署に伝達され、業務が執行される。
 - d. 当社または当社子会社の業務運営状況について、各社の内部監査（当社子会社にあつては当社の内部監査部門を含む。）を実施してその状況を把握し、改善を図る。

- ⑤ 当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. コンプライアンス規程（当社子会社が定めるこれに準ずるものを含む。）に則って、当社グループにおける事業活動における法令遵守と、倫理的行動をより高める施策を推進する。
 - b. 法務ユニット（当社子会社における同様の組織を含む。）は、コンプライアンス推進やハラスメント防止の教育を行うとともに、各部門におけるコンプライアンスやハラスメントに関するリスク管理を支援する。
 - c. 内部統制システムの実効性を確保するため、社外に内部通報相談窓口を置き、当社グループの不祥事の未然防止、早期発見、再発防止に努める。
 - d. 当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。
- ⑥ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
- 関係会社管理規程を定め、当社経営企画ユニットが統括し、当社グループの経営に重要な影響を及ぼす可能性のある当社子会社の意思決定については当社の事前協議及び当社の事前承諾を必要とするとともに、一定事項については当社子会社による当社に対する報告事項とすること等により、随時、当社子会社の業務執行のモニタリングを行い、定期的に取締役会への報告を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当該使用人は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置する。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役職務を補助すべき使用人を設置する場合は、必要な員数及び求められる資質の検討その他の当該使用人の任免に関する事項、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保した体制とする。
 - b. 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に服する旨を、取締役及び従業員に対して周知徹底する。

- ⑨ 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 監査役は、取締役会及び経営会議等の重要会議に出席し、業務執行と管理にかかわる情報・内部統制の実効性にかかわる情報を適時に入手できる体制を構築・運用する。
 - b. 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対し、法定の事項に加え当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。
 - c. 監査役は、取締役や執行役員等の業務執行責任者に直接、業務執行についての報告を求めることができる。
 - d. 取締役、執行役員及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れ、あるいは著しい損害を及ぼす事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為またはその恐れがあることを発見が判明した場合には、口頭、電話、社内SNSなどによってすみやかに監査役に報告する。
 - e. 監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを受けないことを保証する。
 - f. 監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、監査の実施及び助言・勧告を行うにあたっては、会計監査人や内部監査担当者との連携を図るとともに、当社または当社子会社の代表取締役、業務執行取締役、執行役員及びディレクター等の重要な使用人と定期的に会合を持ち、意見を交換することによって監査の実効性を高める。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制整備の状況
- 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨むことを基本方針とし、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応細則を定めて反社会的勢力に対して一切の利益の提供を行わない取り組みを推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

当事業年度は、取締役会を合計14回開催いたしました。取締役会の平均開催時間は2時間を超え、いずれの回においても社外役員を含む取締役及び監査役は、高い出席率のもと、付議事項について活発な審議を尽くしました。

② リスク管理について

当社は、「リスク管理規程」のもと、グループ全体のリスクを一元的に管理する体制を整え、運営しております。

当社及び当社子会社の代表者をリスク管理責任者と定め、経営に関する重要なリスクの把握・評価・分析及び対応策を経営会議等で協議し、決定された対応策を推進するとともに、リスク管理責任者は随時、対応策の進捗状況を確認・フォローしております。

③ コンプライアンスについて

当社は、コンプライアンスに関する行動の基準として「コンプライアンス規程」を定め、チーフコンプライアンスオフィサーを任命して、当社グループの全役員及び全従業員にコンプライアンス意識の浸透と適切な行動の徹底を図っております。

当事業年度においては、当社のバリューとして掲げるインテグリティの推進及び情報セキュリティ強化を目的として2ヶ月間にわたって「インテグリティ推進月間」を設け、コンプライアンスや情報セキュリティ向上にとどまらない、企業価値向上のための行動についてe-ラーニング研修を実施いたしました。

④ 監査役の職務執行について

監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査基準」、「監査計画」に基づき、監査の方針、職務の分担等に従って監査を実施しております。また、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席するほか、監査法人、取締役、執行役員、内部監査担当者と定期的に会合を持ち、情報交換を行うことで、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備状況やその運用状況等を確認しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけており、内部留保を充実し、収益基盤の強化及び収益力拡大のための投資に充当することが最大の利益還元につながると考えております。こうした考えのもと、創業以来配当は実施しておらず、今後も当面は無配とし内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金については、引き続き、財務体質を強化し、人材獲得及び育成等の事業拡大のための投資に活用する方針であります。

将来的には、内部留保の充実状況及び当社を取巻く事業環境を勘案のうえ、株主に対する安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。現時点においては配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,905,208	流 動 負 債	266,230
現金及び預金	1,512,403	買掛金	130,745
売掛金	366,643	未払金	21,123
その他	26,160	未払法人税等	19,715
固 定 資 産	38,928	前受金	413
有 形 固 定 資 産	155	賞与引当金	7,199
工具、器具及び備品	155	その他	87,033
投 資 そ の 他 の 資 産	38,772	負 債 合 計	266,230
繰延税金資産	16,455	(純 資 産 の 部)	
その他	22,316	株 主 資 本	1,662,632
		資本金	682,950
		資本剰余金	672,950
		利益剰余金	306,764
		自己株式	△31
		その他の包括利益累計額	15,273
		為替換算調整勘定	15,273
		純 資 産 合 計	1,677,906
資 産 合 計	1,944,137	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,944,137

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,280,860
売 上 原 価	1,713,124
売 上 総 利 益	567,735
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	558,566
営 業 利 益	9,169
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,092
債 務 免 除 益	10,364
雑 収 入	713
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	293
消 費 税 差 額	216
雑 損 失	10
経 常 利 益	21,819
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	75
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	21,895
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,260
法 人 税 等 調 整 額	△8,915
当 期 純 利 益	22,550
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	22,550

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式
当 期 首 残 高	681,600	671,600	284,213	△31
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	1,350	1,350		
親会社株主に 帰属する当期純利益			22,550	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	1,350	1,350	22,550	-
当 期 末 残 高	682,950	672,950	306,764	△31

	株 主 資 本	その他の包括利益累計額		純資産合計
	株 主 資 本 合 計	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,637,382	16,728	16,728	1,654,110
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	2,700			2,700
親会社株主に 帰属する当期純利益	22,550			22,550
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		△1,455	△1,455	△1,455
当 期 変 動 額 合 計	25,250	△1,455	△1,455	23,795
当 期 末 残 高	1,662,632	15,273	15,273	1,677,906

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

a. 連結子会社の数 2社

b. 連結子会社の名称

Kapronasia Singapore Pte. Ltd.

KAPRONASIA LIMITED

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Kapronasia Singapore Pte. Ltd.及びKAPRONASIA LIMITEDの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が3ヶ月を超えることから、9月末現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品

4年

②重要な引当金の計上基準

賞与引当金

執行役員に対して支給する業績連動報酬の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

③重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであり、国内及び海外の顧客に対して、Fintech領域のコンサルティング及びプロジェクト実行支援サービスを提供しております。本サービスに係る顧客との契約は、原則として準委任契約による役務提供であり、その履行義務はサービス提供期間にわたって充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

また、顧客から受託する履行義務に成果物が指定される契約にあっては、当該成果物に対する検収をもって履行義務が充足されるため、当該検収を取得した一時点で収益を認識しております。

④その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,917千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額の総額	1,000,000 千円
借入実行残高	－ 千円
差引額	1,000,000 千円

6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	7,370,000	60,000	－	7,430,000

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による増加 60,000 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 20,000 株 |
|------|----------|

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金が生じた場合は銀行借入により調達する方針であります。また、一時的な余剰資金については預金により保有しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金については、取引先の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、適宜取引先及び貸主の信用状況の把握に努めております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきストラテジックマネジメント本部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち58.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」及び「買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,512,403	—	—	—
売掛金	366,643	—	—	—
合計	1,879,047	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	合計
一時点で移転されるサービス	76,265
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,204,595
顧客との契約から生じる収益	2,280,860
その他収益	—
外部顧客への売上高	2,280,860

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	206,819	366,643
契約負債	34,495	413

連結貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	225円83銭
1株当たり当期純利益	3円05銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,899,054	流動負債	265,718
現金及び預金	1,507,127	買掛金	130,630
売掛金	366,643	未払金	20,735
前払費用	23,354	未払費用	25,525
その他	1,929	未払法人税等	19,715
固定資産	38,928	賞与引当金	7,199
有形固定資産	155	その他	61,912
工具、器具及び備品	155	負債合計	265,718
投資その他の資産	38,772	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	50,857	株主資本	1,672,264
貸倒引当金	△50,857	資本金	682,950
繰延税金資産	16,455	資本剰余金	672,950
その他	22,316	資本準備金	672,950
		利益剰余金	316,396
		その他利益剰余金	316,396
		繰越利益剰余金	316,396
		自己株式	△31
		純資産合計	1,672,264
資産合計	1,937,983	負債・純資産合計	1,937,983

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 1 月 1 日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,226,440
売 上 原 価		1,679,965
売 上 総 利 益		546,475
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		541,239
営 業 利 益		5,235
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,270	
為 替 差 益	1,340	
雑 収 入	486	6,097
営 業 外 費 用		
消 費 税 差 額	216	216
経 常 利 益		11,115
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	75	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	28,216	28,292
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	22,894	22,894
税 引 前 当 期 純 利 益		16,513
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,189	
法 人 税 等 調 整 額	△8,915	△726
当 期 純 利 益		17,239

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					自 己 株 式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	681,600	671,600	671,600	299,156	299,156	△31
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	1,350	1,350	1,350			
当 期 純 利 益				17,239	17,239	
当 期 変 動 額 合 計	1,350	1,350	1,350	17,239	17,239	—
当 期 末 残 高	682,950	672,950	672,950	316,396	316,396	△31

	株 主 資 本	純資産合計
	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	1,652,325	1,652,325
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行	2,700	2,700
当 期 純 利 益	17,239	17,239
当 期 変 動 額 合 計	19,939	19,939
当 期 末 残 高	1,672,264	1,672,264

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金	27,962	50,857
関係会社事業損失引当金	28,216	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

連結子会社であるKapronasia Singapore Pte. Ltd.について、当該関係会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末日時点の対象会社の支払能力を総合的に勘案したうえで、回収不能見込額を貸倒引当金、損失負担見込額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収不能見込額及び損失負担見込額に用いた主要な仮定は、支払能力であります。当該評価にあたっては、足元の実績をもとに会計上の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,917千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため当事業年度より取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額の総額	1,000,000 千円
借入実行残高	－ 千円
差引額	1,000,000 千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する取引高

営業取引による取引高

売上高	1,077 千円
売上原価	9,826 千円
販売費及び一般管理費	－ 千円
営業取引以外の取引高	2,187 千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	77株	－株	－株	77株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,912 千円
賞与引当金	2,204 千円
貸倒引当金	16,030 千円
関係会社株式評価損	182,915 千円
税務上の繰越欠損金	68,228 千円
その他	323 千円
繰延税金資産小計	273,614 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△55,691 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△198,945 千円
評価性引当額小計	△254,636 千円
繰延税金資産合計	18,977 千円
繰延税金負債	
倒産防止共済	2,521 千円
繰延税金負債合計	2,521 千円
繰延税金資産純額	16,455 千円

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	名称	議決権の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Kapronasia Singapore Pte. Ltd.	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付	20,341	関係会社 長期貸付金 (注2)	50,857
				利息の受取 (注1)	2,187		

(注) 1. 資金の貸付については、市場水準を勘案して利率を決定しております。

2. 当該貸付金に対し、50,857千円の貸倒引当金を設定しております。また、当事業年度において、22,894千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	225円07銭
1株当たり当期純利益	2円33銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

Atlas Technologies株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 西口昌宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中尚平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Atlas Technologies株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Atlas Technologies株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

Atlas Technologies株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 口 昌 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 中 尚 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Atlas Technologies株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

2026年2月17日

Atlas Technologies株式会社
代表取締役社長 山本 浩司 殿

監査役会

常勤監査役(社外監査役) 坂爪 紀之
監査役(社外監査役) 中山 茂
監査役(社外監査役) 吉田 昌弘

当監査役会は、Atlas Technologies株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役からの監査報告に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査実施計画を定め、各監査役からその監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

(2) 監査役の監査の方法及びその内容

① 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査実施計画に従い、取締役等及び他の監査役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受けました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）については、各監査役は、取締役等から報告を受けるとともに、会計監査人からその監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また、会計監査人から、その「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システム（会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
また、当該事業年度の計算書類およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
また、当該事業年度の連結計算書類およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役がその知見・専門性を最大限に発揮することによって、持続的な企業価値向上を牽引する取締役会が必要であると考えております。

監査等委員会設置会社への移行により、取締役会を構成するメンバー全員で中長期的かつ戦略的な議論を行い、取締役会のさらなる活性化を図るとともに、執行への権限移譲による意思決定の迅速化と、モニタリング機能の強化を進めてまいります。

これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設など、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本定款の変更案は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略) (機 関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 <u>2) 監査役</u> <u>3) 監査役会</u> (新設) 4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 (削除) (削除) <u>2) 監査等委員会</u> <u>3) 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略) (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略)</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は5名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり) (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は5名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長1名を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了するときまでとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第24条 (条文省略) (新設)</p> <p>第25条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第24条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集手続)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除) (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、監査役会の日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条（条文省略） （報酬等）</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条～第42条（条文省略） （新設）</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条（現行どおり） （報酬等）</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第34条～第37条（現行どおり）</p> <p>附則 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第8期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役3名全員は、本総会終結と同時に任期満了となります。また当社は、本総会の決議事項第1号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	やまもと こうじ 山本浩司 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/>	代表取締役社長 CEO
2	まつお しげる 松尾茂 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 独立 <input type="checkbox"/>	社外取締役

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	やまもと こうじ 山本浩司 (1981年10月17日) 再任	2008年2月	有人宇宙システム株式会社 入社	4,958,200株
		2011年6月	独立行政法人宇宙航空研究開発機構 出向	
		2014年4月	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社 (現 SBペイメントサービス株式会社) 入社	
		2018年1月	当社設立 代表取締役社長 CEO(現任)	

取締役候補者とした理由

山本浩司氏は、2018年の創業以来一貫して代表取締役として、強力なリーダーシップをもって当社を率いています。2025年は、さまざまな業種・業界のトップとの間に築いた関係を活かし、新たなコンサルティング領域の開拓を強力に推進いたしました。ガバナンス面においては、執行役員による業務執行に対する監督を適切に行うことと並行して、積極果敢な業務執行を後押ししています。こうした当社の成長のための行動を加速し続けていることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	まつお しげる 松尾 茂 (1963年8月18日) 再任	1987年4月 富士通株式会社 入社 1999年4月 Fujitsu Thailand Co., Ltd. (財務責任者) 2004年9月 富士通株式会社 経理部 担当部長 2004年10月 同社 電子デバイス事業本部 第二経理部長 2008年3月 富士通マイクロエレクトロニクス株式会社 出向 2011年1月 富士通株式会社 財務経理本部 ディレクター 2012年10月 同社 財務経理本部 シニアディレクター 2014年7月 日本電産株式会社(現 ニデック株式会社) 入社 CFO戦略室部長 2014年10月 同社 CFO戦略室長 2015年5月 同社 汎用モーター事業本部 CFO 2016年7月 同社 GMS事業部 CFO兼管理統括部長 2017年3月 株式会社SHIFT 取締役副社長 2017年10月 SHIFT GLOBAL PTE LTD Director 2020年6月 株式会社ヤマノホールディングス 社外取締役 (現任) 2024年3月 当社 社外取締役(現任)	0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

松尾茂氏は、富士通株式会社や株式会社SHIFTなどの上場企業において要職を歴任し、豊富な財務知識と企業経営経験を有しておられます。これらの知識と経験に加えて、独立した立場かつ投資家の視点を意識した助言・提言をいただくことは当社の企業価値向上に大きく寄与するものであることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

松尾茂氏は社外取締役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者山本浩司氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定される役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、その内容の概要は事業報告13ページおよび14ページに記載のとおりです。山本浩司氏、松尾茂氏は、すでに当該契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該契約を保険期間終了後も更新することを予定しております。
 4. 松尾茂氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 5. 当社は、松尾茂氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、本総会の決議事項第1号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案を今回の株主総会に提出することにつきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における地位および担当
1	さかづめ のりゆき 坂 爪 紀 之	<input type="checkbox"/> 新 任 <input type="checkbox"/> 独 立	社外監査役
2	なかやま しげる 中 山 茂	<input type="checkbox"/> 新 任 <input type="checkbox"/> 独 立	社外監査役
3	よしだ まさひろ 吉 田 昌 弘	<input type="checkbox"/> 新 任 <input type="checkbox"/> 独 立	社外監査役

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	さかづめ のりゆき 坂 爪 紀 之 (1981年4月24日) 新任	2005年12月	中央青山監査法人 入所 システム監査/会計監査部	0株
		2012年7月	プライスウォーターハウスクーパース株式会社(現PwCアドバイザリー合同会社) 入社	
		2013年1月	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社(現合同会社デロイトトーマツ) 入社 Financial Advisory部門 Vice President	
		2017年2月	Deloitte Touche Tohmatsu Singapore 駐在 Financial Advisory部門/M&A トランザクションチーム Associate Director	
		2018年11月	SAKAZUME CONSULTING PTE. LTD. 設立 Managing Director(現任)	
		2018年11月	坂爪公認会計士事務所 設立 所長(現任)	
		2025年3月	当社 社外監査役(現任)	

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

坂爪紀之氏は、公認会計士として会計監査業務に携わっていらしたほか、財務・会計および国内外のM&Aに関する高度な知識と豊富なアドバイザリー経験を有しておられます。これらの経験によって培われた財務・会計、内部統制システムに関する深い知見に基づいて、2025年は当社経営に対する監査役監査をリードなさいました。

以上のことから、ガバナンス向上およびリスクマネジメント強化など、当社の企業価値向上に引き続き寄与いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

坂爪紀之氏は社外取締役候補者であります。同氏は東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
2	なかやま しげる 中山 茂 (1980年4月3日) 新任	2006年10月	弁護士登録	0株
		2006年10月	TMI総合法律事務所 入所	
		2017年12月	株式会社CS-C 監査役	
		2021年4月	当社 社外監査役（現任）	
		2024年12月	株式会社CS-C 取締役（監査等委員）（現任）	
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>中山茂氏は、弁護士としての高い専門性と豊富な経験をお持ちであるほか、株式会社CS-Cでは社外取締役を務め、経営の監督経験も有しておられます。当社においては2021年から、社外監査役として、会社から独立した立場で業務執行を監督し、ガバナンス、コンプライアンスに関して積極的にご指摘・ご助言をなされています。以上のことから、引き続き業務執行の監督と助言をいただくとともに、監査等委員として適切な監査を担っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>独立性に関する事項</p> <p>中山茂氏は社外取締役候補者であります。同氏は東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。</p>				

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
3	よしだ まさひろ 吉田 昌弘 (1974年5月10日) 新任	2006年4月	三優監査法人 入所	0株
		2007年1月	公認会計士登録	
		2019年7月	株式会社tecture 監査役 (現任)	
		2019年9月	株式会社あどぼる 取締役	
		2021年3月	株式会社オノフ 監査役	
		2021年4月	当社 社外監査役 (現任)	
		2021年8月	株式会社eeeats 監査役	
		2022年9月	株式会社Payment Technology 取締役	

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

吉田昌弘氏は、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験をお持ちであるほか、株式会社tectureなど複数の事業会社で監査役を務めるなど、経営の監督についても幅広い実績をお持ちです。当社においては2021年から、社外監査役として会社から独立した立場で業務執行を監督し、適切なバランスシート構築や投資検討の際のリスクテイクのバランスについて等、専門性に基づいて積極的に助言なさっていらっしゃいました。以上のことから、引き続き業務執行の監督と助言をいただくとともに、監査等委員として適切な監査を担っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

独立性に関する事項

吉田昌弘氏は社外取締役候補者であります。同氏は東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、坂爪紀之氏、中山茂氏、吉田昌弘氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。本議案が原案どおり承認可決された場合には、各氏と当該契約と同等の内容の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定される役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、その内容の概要は事業報告13ページおよび14ページに記載のとおりです。各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は当該契約を保険期間終了後も更新することを予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠決定の件

当社取締役の金銭報酬枠は、2022年3月29日開催の第4期定時株主総会での決議により、年額150百万円以内とご承認いただき現在に至っております。当社は、第1号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬枠を150百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）として設定することについて、ご承認をお願いするものであります。本議案が原案どおり承認可決された場合には、現行の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容から、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く）とする旨の変更およびその他の変更を行うことを予定しております。本議案の取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬枠については、2022年3月29日開催の第4期定時株主総会においてご承認いただいた内容と基本的に同一であることを踏まえ、指名・報酬諮問委員会における協議を経て取締役会にて決議しており、相当であると考えております。なお、現在の取締役の員数は3名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は2名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件

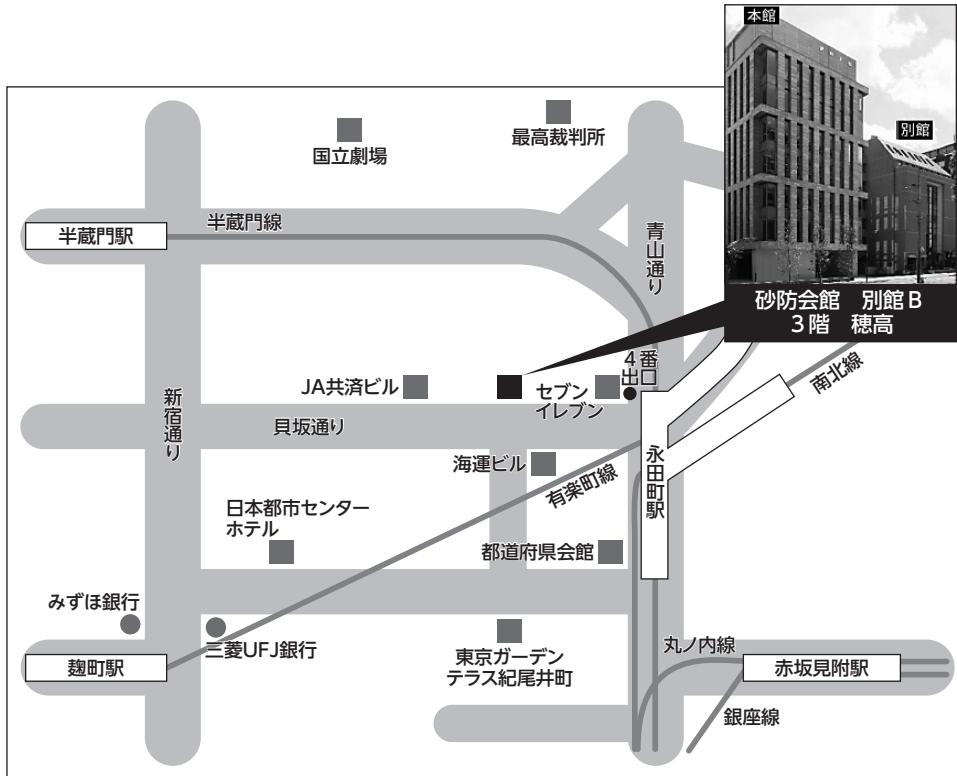
当社は、第1号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、監査等委員である取締役の報酬枠を、監査等委員である取締役の役割と責任を考慮し、年額50百万円以内として設定することについて、ご承認をお願いするものであります。以上の監査等委員である取締役の報酬枠については、監査等委員である取締役の職責を考慮のうえ、取締役会にて決議していることから、相当であると考えております。なお、監査等委員である各取締役に對する報酬の具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議のうえ決定いたします。また、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

株主総会 会場ご案内図

会 場：東京都千代田区平河町二丁目7番4号
砂防会館 別館B 3階 穂高



- 交 通 ●地下鉄（有楽町線／半蔵門線／南北線）
「永田町」駅・4番出口より徒歩1分
●地下鉄（銀座線／丸ノ内線）
「赤坂見附」駅より徒歩8分